

調布市観光協会観光ボランティアガイド部会会則

(名称)

第1条 本会は、調布市観光協会観光ボランティアガイド部会と称する。通称は、調布市観光ボランティアガイド会とする。

(目的)

第2条 本会は、調布市内の観光案内等を行い、観光事業の振興と文化の向上に寄与することを目的とする。

(組織・活動年度・活動報告・参画)

第3条 本会は、調布市観光協会会則（以下「観光協会会則」という。）第32条に基づき、観光ガイド専門部会として、調布市観光協会（以下「観光協会」という。）の承認を受け、観光協会内に組織する。

2 本会の活動年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 本会の活動報告は、毎年度当初に、前年度活動報告書の提出をもって行う。

4 調布市観光協会理事は、本会運営に随時参画できる。

(業務)

第4条 調布市観光ボランティアガイド会に登録する会員（以下「会員」という。）は、以下の各号の業務を行う。

(1) 調布市内の観光ガイドを行う。

(2) 観光案内所において、観光案内・紹介等の業務を行う。

(3) 観光協会の行う観光事業に協力・支援を行う。

(4) 調布市の観光事業についての開発・研究・研修を行う。

(会員の登録・退会・登録抹消等)

第5条 会員の登録期間は、活動年度に合わせるものとし、毎年度3月に登録の更新を行う。

2 登録の更新を行わない会員は、退会とする。

3 6か月以上業務を行わない会員（第5条第6項の場合を除く）は、退会とする。

4 本会則に違反する行為があった会員について、次の各号の手続により、定例会又は臨時会（第12条に規定）に付議された場合には、出席会員の3分の2の同意により退会を勧告できる。

(1) 役員（第7条に規定）と事務局（第9条に規定）の協議決定による定例会又は臨時会への発議。

(2) 3名以上の会員の共同提案による定例会又は臨時会への発議。

5 退会勧告を受けた会員が、1か月以内に退会の申出を行わない場合は、会員

登録を抹消するものとする。

6 会員であって、都合により活動を休止しかつ退会の意思がない場合は、会長の承認により準会員としての登録を認める。

7 準会員は、会長が承認又は要請した場合に限り、総会（第12条に規定）及び定例会に出席することができる。

8 準会員は、会員として活動を再開したい旨を会長に対して申告し、その承認を得て、活動を再開することができる。

（会員の義務）

第6条 会員は、観光協会会則第4条を遵守し活動する。

2 会員は、法令及び本会則・ルール等を遵守し活動する。

（役員）

第7条 本会には、次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 3人以内

（会長・副会長）

第8条 会長は、会員のうちから互選する。

2 会長は、本会を代表し、本会の会議の招集及び会の活動を総括する。

3 副会長は、会員のうちから選任する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 副会長に事故があるときは、会長の推薦により、会員のうちから補欠役員を選任することができる。

6 会長及び副会長は、事務局と本会の企画・運営等を行う。

（事務局）

第9条 事務局は、調布市観光協会内に設置する。

2 事務局は、本会の会議の招集、本会の企画・運営・連絡・会員の募集等の関連業務を行う。

（役員任期・改選・選任）

第10条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長の改選は、任期満了年度の3月総会で行う。

4 副会長は、会長選出後、会長と事務局の協議により推薦し、翌年度4月定例会で決議により決定する。

5 役員改選・選任方法は、別表第1に基づくものとする。

(会員の募集)

第11条 会員の募集の概要(時期・人数等)は、役員と事務局で協議し、決定する。

(定例会・総会・臨時会)

第12条 定例会・総会・臨時会は、会長が事務局を通じ招集する。

- 2 定例会は、毎月1回開催する。
- 3 総会は、3月に定例会と同時に開催する。
- 4 臨時会は、必要に応じて開催する。

(会議の決議)

第13条 本会の会議の決議(第5条4の場合を除く)は、出席会員の過半数の同意により決定する。

- 2 災害等により会議の開催が困難である場合は、第4条に掲げる業務に関することに限り、役員と事務局で対応を協議し、決定することができる。この場合は、決定後速やかに会員に通知するものとする。

(会則の改正)

第14条 会員及び事務局は、会則改正の提案ができる。

- 2 役員は、事務局と提案案件を審議し、定例会又は総会に発議するものとする。
- 3 会則の改正は、定例会又は総会により決議するものとする。

(保険)

第15条 会員は、活動中の事故に備えてボランティア保険に加入し、事故があるときは、その範囲内で補償を受ける。

- 2 会員は、活動中の事故について速やかに事務局へ報告しなければならない。

(観光案内所の運営経費)

第16条 観光案内所の運営に必要な経費は、観光協会が負担する。

(会員の活動経費)

第17条 食費等は会員各自が負担する。ただし、別表第2に掲げる経費の一部については、観光協会が負担する。

(謝礼の受領)

第18条 会員は、業務に係る金品等(一部物品を除く)の謝礼を受領しないものとする。

附則 本会則は、平成22年12月1日より施行する。

附則 本会則は、平成28年11月1日より施行する。

附則 本会則は、平成31年3月1日より施行する。

附則 本会則は、令和4年5月18日から施行し、令和4年度以降に係るものについて適用する。

別表第 1（第 10 条関係）

[役員 の 改 選 ・ 選 任 方 法]	
1	<p>会長の選挙</p> <p>会員（3項に規定する「総会欠席者」を含む）の中から，総会出席者の投票により選出する。選挙結果の得票数（無効票含む）を全て公表し，最高得票者を会長とする。ただし，最高得票者が複数の時は，決選投票を行い，その最高得票者を会長とする。</p>
2	<p>会長候補辞退の届出</p> <p>仕事，健康，家庭の事情等，個人的理由により，会長候補を辞退する会員は，総会の前日までに事務局へ届出をしなければならない。</p> <p>会長候補辞退の届出がない会員は，総会に出席できなくても候補者としての資格を持つ。</p>
3	<p>総会欠席者の投票</p> <p>何らかの事情で総会に出席できない会員は，会長の選挙に投票することができない。</p>
4	<p>副会長の選任</p> <p>副会長は，新会長と事務局の協議により推薦し，翌年度4月定例会で決議する。</p>

別表第 2（第 17 条関係）

科目	内容
報償費	業務にかかる交通費（1日につき500円），視察・研修に係る謝礼等（実費）
旅費	視察・研修に係る公共交通機関利用料（実費）
交際費	会員に係る慶弔費（弔電・香典等）
需用費	視察・研修に係る教材費等（実費），食費に相当する金額（1日につき1,000円）
役務費	ボランティア保険料（1年度につき500円）
使用料	視察・研修にかかる拝観料・施設入場料，高速道路通行料・有料道路通行料，駐車場代等（実費）
負担金	視察・研修にかかる受講料等（実費）

注記 視察・研修に係る旅費，需用費，使用料及び賃借料，負担金については，役員による事前視察も含むものとする。